第十三条を第十一条とし、第三章第三節中同条の次に次の二条を加える。

（産業保安監督部等）

第十二条　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。

2　産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

4　那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

5　那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

（支部又は産業保安監督署）

第十三条　経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことができる。

2　産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

第十六条中「並びに産業保安を確保すること」を削る。

第十七条中「第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号」を「第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号」に改める。

第十九条第一項第四号中「、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）」を「及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の二中「並びに高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項」を削り、同号を同項第二号とする。

第四章第二節第三款を削る。

第四章第二節第二款中第十九条の二を第二十条とする。

第四章第三節中第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「第六十号及び第六十二号」を「第五十六号及び第五十八号」に改め、同条を第二十三条とする。

第四章第四節中第二十六条を第二十四条とする。

第五章中第二十七条を第二十五条とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十四号を次のように改める。

九十四　削除

（環境省設置法の一部改正）

第九十四条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　環境省に置かれる職及び機関」を「第三章　本省に置かれる職及び機関」に、「第四節　地方支分部局（第十二条）」を「第四節　地方支分部局（第十二条）　第四章　原子力規制委員会（第十三条）」に改める。

第三条中「という。）」の下に「並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保」を加える。

第四条第八号中「環境基本法」の下に「（平成五年法律第九十一号）」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第四条第一項に規定する事務

第三章の章名中「環境省」を「本省」に改める。

第七条中「審議会等」の下に「で本省に置かれるもの」を加える。

第十二条第一項中「環境省」を「本省」に改め、同条第二項中「第四条第四号から第六号まで」を「第四条第五号、第六号」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　原子力規制委員会

第十三条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2　原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

（復興庁設置法の一部改正）

第九十五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「、次号に掲げる機関」を「次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関」に改める。

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第九十六条　原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第一条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」を加える。

第三条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること」を加える。

第四条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第六号から同項第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第四条第一項第四号中「放射線障害の技術的基準の斉一を図ること」を「放射線による障害の防止」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

第二十三条第一項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十号」に改める。

（検討）

第九十七条　附則第十七条及び第十八条の規定による改正後の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦